

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年 5 月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 5 日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 2 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
新 庄 北 高 等 学 校	令和 2 年 5 月 21 日	武田委員	—
山 形 工 業 高 等 学 校	令和 2 年 5 月 22 日	武田委員	—

第 2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 新庄北高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。

3 箇月超 6 件

2 箇月超 228 件

b 赴任旅費を支給していないもの 11 件 合計 460,944 円

主な事例は以下のとおり

要支給額 97,200 円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

契約書を作成する必要がある契約において、契約の相手方決定後に契約書を作成していないもの

1 件

委託業務名 成績処理システム保守委託

委託期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

委託額 130,800 円

ロ 山形工業高等学校

(イ) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。

3箇月超 25件

2箇月超 33件

(ロ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(内容)

授業料の減免手続を行ったものについて、規則で定められた「授業料等減免台帳」を作成せず、減免状況の管理を怠ったもの

(ハ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件

雑入(太陽光発電売電収入) 平成31年4月分

調定すべき日 平成31年4月24日

調定日 令和元年8月7日

調定額 138,568円

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 3件 合計221,359円

主な事例は以下のとおり

雑入(太陽光発電売電収入) 令和元年5月分

調定すべき日 令和元年5月28日

調定日 令和元年8月7日

調定額 200,533円

c 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 3件 合計11,353円

主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入(自動販売機設置に伴う電気料) 平成31年4月分

調定すべき日 令和元年5月9日

調定日 令和元年8月30日

調定額 8,163円

(ニ) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

諸会費入金用口座に振り込まれた高等学校使用料について、県公金口座への払込みが、正当な理由もなく相当な期間にわたり遅延しているもの 22件 合計247,500円

諸会費口座入金日 平成31年4月30日から令和2年2月7日まで

県公金口座への払込日 令和2年2月18日

(ホ) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

授業料の減免を決定したものについて、納付義務の無い授業料を2箇月以上徴収し、還付を要するもの 1件

減免決定年月日 令和元年6月28日

免除の期間 令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

誤徴収期間 令和元年7月分から9月分まで（3箇月）

誤徴収金額 29,700円

(ハ) 財産の管理が適切でないものがある。

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているとともに、収入調定を行っていないもの

教育財産の区分 電柱（支線1本）

申請年月日 平成31年1月17日

使用期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

使用料 7,500円（5年分）

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 減免措置が適正でない1万円以上のものがある。(山形工業高等学校)

ロ 支出

(イ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(新庄北高等学校)